

～ 小規模事業者の方が使える補助金情報 ～

令和1年度補正 小規模事業者持続化補助金

小規模事業者の方が、商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3が補助される補助金で、

最大50万円を上限に補助金(補助率:2/3)が出ます。

令和2年3月10日より公募が始まりました。

昨年の「平成30年度第2次補正予算 小規模事業者持続化補助金」では、当所を通じて19件の申請があり、このうち14件が採択されました。

採択された事業所の方が取り組んだ事例は以下の通りです。

- WEBサイトリニューアル
- 看板等のリニューアル
- 商品デザインの向上
- 新規販路開拓用チラシ作成
- サンプル開発と展示会出展
- 新メニュー開発のための機械導入 など。

同補助金が採択されるためには、経営計画書・補助事業計画書の作成が非常に重要なポイントとなります。また申請には、当所が発行する事業支援計画書の添付が必要ですので、補助金獲得をお考えの事業者の方は、お早めに中小企業相談所へご相談ください。

補助金の概要、公募要領、申請の流れ、申請様式等、同補助金の詳細については、日本商工会議所による特設ウェブサイトよりご確認ください。

「令和元年度補正予算 日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金」

<https://r1.jizokukahojokin.info/>

(この他、経営計画の作成事例や採択者実践事例などもご確認ください。)



昨年度までの募集要項と大きく変わった点は、働き方改革・賃上げ・インボイス導入など、国の施策等に対応する観点が変わり、また通年公募で、複数の締め切り日が設けられたことです。

審査の加点や減点対象も昨年までと変わっておりますので、過去に申請を出された事業所の方も、公募要項をご確認ください。

お問合せ 羽島商工会議所 中小企業相談所 (392-6708)

e-mail info@hashima-cci.or.jp